

平成30年度第3回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：平成30年10月5日（金） 午前10時00分～午前10時30分

場 所：市役所3階 308会議室

出席者：武藤会長、日野委員、西村委員、穴見委員、西田委員、小路口委員、相澤委員、吉岡委員、以上8名（欠席：松尾委員）

事務局：吉村主幹、舞弓主幹、林田課長補佐、中島

その他：生活支援第1課（増田課長、良永主査）、総務部総務課（河野課長補佐、岡本主査、牛島）、市民税課（伊豫課長、大平）、資産税課（野田課長補佐、草野）

議事の概要

1 前回会議の概要報告

* 意見や異論等はなく、この件に関しては承認される。

2 諮問案件の審議

* 諮問案件2、諮問案件1の順で審議を行った。

【諮問案件2】

「平成30年7月豪雨」に関し、久留米市が市民等から預かった義援金と福岡県から久留米市へ配分された義援金（福岡県、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会が受け入れている義援金）とを、市内の床上浸水被災世帯へ配分する業務を総務部総務課において実施するに当たり、生活支援第1課が実施する災害見舞金等交付業務及びり災証明書の発行業務において収集した申請者の個人情報をもとに目的外利用することに関し公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）について

【健康福祉部生活支援第1課】

—資料をもとに生活支援第1課から説明—

（D委員）災害見舞金の支給は今回に限られることではないと思うが、今までどのようにしていたのか。

（担当課1）災害見舞金については、申請書の提出を受けて支給している。

（担当課2）災害義援金について、平成24年度の豪雨災害の際にも、被災者支援のため、生活支援課から総務部総務課へ義援金配分に必要な情報の提供を受けている。今回平成30年7月の豪雨災害に係るものとして、あらためて審議をお願いするものである。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 1】

個人県民税の納税義務者のうち、自動車税、個人事業税、不動産取得税の滞納者に係る税務情報（軽自動車の所有の有無、固定資産の所有の有無）の提供を福岡県に対しオンライン結合等により行うことについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【市民文化部市民税課】

【市民文化部資産税課】

—資料をもとに市民税課から説明—

(B委員) 差押えに関して、これまで久留米市と福岡県が一緒に行っていなかったのか。

(担当課) 詳細は把握していないが、久留米市と福岡県が協力して徴収を行うことについては間違いない。

(B委員) 固定資産税については市税であると分かるが、軽自動車税は県税ではないのか。

(担当課) 自動車税は県税であり、福岡県が把握しているものだが、軽自動車税は市税であり、自動車税とは税目が異なり、福岡県は把握できないものである。

(A委員) 自動車税、個人事業税、不動産取得税が県税で、固定資産税、軽自動車税が市税ということか。

(担当課) その通り。

(A委員) 資料8ページの福岡県からの依頼文書は地方税法20条の11に基づくものであり、福岡県は地方税法を根拠に官公署又は政府関係機関に簿書の照会や提供を求めることができ、当該個人情報オンライン結合するに当たって答申を求めるということか。

(担当課) その通り。

(F委員) オンライン結合を行うということは、久留米市からも福岡県が保有する情報を見ることができるということか。

(担当課) 久留米市から福岡県の情報を見ることはできない。また、福岡県が見ることはできるのは久留米市が送ったデータのみである。久留米市から福岡県へ必要なデータをその都度送るようになっている。

(C委員) オンライン結合に際して情報漏えいは発生しないと考えてよいか。

(担当課) インターネット回線とは異なるL GWANという専用回線を用いて久留米市から福岡県へ情報提供を行うので、情報の漏えいはあり得ないと考える。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

3 その他

* 特になし。